

仕様書

この仕様書は、松江市(以下「発注者」という)と受注者の間で締結する「松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた調査業務委託」(以下「本業務」という)に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 業務委託名

松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向けた調査業務委託

2. 業務の目的

松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定のため、高齢者の生活実態を把握したうえで、高齢者のニーズや住民・地域の課題、社会資源の課題を把握分析する必要がある。

本業務は、松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者福祉・介護保険制度を取り巻く状況や国の制度改正等との整合性を図るとともに、高齢者福祉及び介護保険制度に関するニーズや実態等を的確に捉えた調査を実施するため、豊富な知識、技術、経験等を有する事業者へ委託するもの。

3. 準拠法令等

業務の実施にあたっては、本仕様書のほか次の関係法令や省通達等に準拠するものとする。

(1)介護保険法

(2)老人福祉法

(3)介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針等

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5. 委託業務内容

(1) 調査の概要(詳細は別紙1参照)

調査名	調査対象	抽出数	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	松江市内在住の65歳以上の高齢者のうち要介護1～5以外の者	8,600 人(無作為抽出) 標本調査 回収見込率 約80%	郵送による配布・回収 (郵送は発注者側で行う)
在宅介護実態調査 (*注1)	松江市在住で在宅生活をしている要支援・要介護認定を受けている人のうち該当年度に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受け	約 700 人 標本調査 回収見込率 100%	認定調査員による聞き取り調査(市が聞き取り・回収)

	た人		
在宅生活改善調査 (※注1)	松江市内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所	約80事業所 悉皆調査 回収見込率 約80%	受注者によるメール調査(市が送信・回収)
居所変更実態調査	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	約160事業所 悉皆調査 回収見込率 約70%	受注者によるオンライン調査(市が送信)またはメール調査(市が送信・回収)(※注2)
介護人材実態調査	松江市内の全ての介護保険事業所又は施設	約500事業所 悉皆調査 回収見込率 約60%	受注者によるオンライン調査(市が送信)またはメール調査(市が送信・回収)(※注2)

(※注1) 在宅介護実態調査、在宅生活改善調査を在宅生活改善調査【新】にするかは厚生労働省の調査説明会を受けて決定する。

(※注2) 市の独自設問の内容によって、オンライン調査にするかメール調査にするかを決定する。

(2)委託作業内容

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本に、本市の実情に応じた設問等を加えて調査を実施する。調査客体の無作為抽出及び調査票の発送、回収については、本市が実施するため、受注者は次の事項について実施する。

(ア)調査票の作成

- ・調査票の設問項目は、国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本に、本市独自設問を追加し、受注者の作成とする。
- ・なお、設問項目は現行(第9期)の介護保険事業計画を踏まえ、本市に適した計画策定のための基礎データ収集と分析ができるようにすること。
- ・調査票の設問事項に関する文章は、発注者が指示する。

(イ)調査票の発送に係る一連の作業(封入・封緘、納品まで)

- ・発送を行うため、調査対象者それぞれの住所、氏名、郵便番号を発注者の指示する場所に印刷すること。
- ・必要な調査対象者のエクセルデータ(郵便番号、住所、氏名、フリガナ、生年月日、性別、介護保険被

保険者番号)は、発注者から CD-R で提供する。

(ウ)調査票の整理及びデータ入力

- ・受注者は回収期限までに、1 週間に 1 度を目安に、その後は適宜、発注者の指示に従い返信封筒を回収する。
- ・本市が回収した調査票を市役所で受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。
- ・受注者は、返信封筒を開封し、回答済調査票について記入漏れ等があった場合は、担当課と協議を行うこと。
- ・本市からの指示により、随時、入力済データの検証に応じること。
- ・修正、再入力が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。
- ・回収した調査票は、データ入力後、整理し、本市に返却すること。

(エ)集計・分析

- ・調査結果は、市全域とともに、日常生活圏域(6圏域)ごとの分析が行えるよう留意すること。
- ・市全域及び圏域別の課題や特徴が明らかになるよう、性別、年代別や関連する設問項目間などにおいて効果的な集計(単純集計、クロス集計など)を行い、分析すること。
- ・集計・分析については、本市と協議のうえ、分析方法及びまとめの方向性について決定する。

イ 在宅介護実態調査

在宅介護実態調査は、国から示す「在宅介護実態調査」を基に、本市認定調査員が聞き取りにより実施する。受注者は次の事項について実施する。

(ア)調査票の作成

- ・調査票の設問項目は、国の示す「在宅介護実態調査」を基本に、本市独自設問を追加し、受注者の作成とする。
- ・なお、設問項目は現行(第9期)の介護保険事業計画を踏まえ、本市に適した計画策定のための基礎データ収集と分析ができるようにすること。
- ・調査票の設問事項に関する文章は、発注者が指示する。

(イ)調査票の整理及びデータ入力

- ・本市が回収した調査票を市役所で受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。
- ・回答済調査票について記入漏れ等があった場合は、担当課と協議を行うこと。
- ・本市からの指示により、随時、入力済データの検証に応じること。
- ・修正、再入力が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。
- ・回収した調査票は、データ入力後、整理し、本市に返却すること。

(ウ)集計・分析

- ・効果的な集計(単純集計、クロス集計など)を行い、分析すること。
- ・集計・分析については、本市と協議のうえ、分析方法及びまとめの方向性について決定する。

ウ 在宅生活改善調査

在宅生活改善調査は、国が示す「在宅生活改善調査」を基本に、本市の実情に応じた設問等を加えて調査を実施する。調査票の送信、回収については本市が実施するため、受注者は次の事項について実施する。

(ア)調査票の作成

- ・調査票の設問項目は、国の示す「在宅生活改善調査」を基本に、本市独自設問を追加し、受注者の作成とする。
- ・なお、設問項目は現行(第9期)の介護保険事業計画を踏まえ、本市に適した計画策定のための基礎データ収集と分析ができるようにすること。
- ・調査票の設問事項に関する文章は、発注者が指示する。

(イ)調査票(回答データ)の整理及びデータ入力

- ・本市が回収した調査票のデータを受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。
- ・回答済調査票について記入漏れ等があった場合は、担当課と協議を行うこと。
- ・本市からの指示により、随時、入力済データの検証に応じること。
- ・修正、再入力が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。

(ウ)集計・分析

- ・効果的な集計(単純集計、クロス集計など)行い、分析すること。
- ・集計・分析については、本市と協議のうえ、分析方法及びまとめの方向性について決定する。

エ 居所変更実態調査

居所変更実態調査は、国が示す「居所変更実態調査」を基本に、本市の実情に応じた設問等を加えて調査を実施する。調査票の送信、回収については本市が実施するため、受注者は次の事項について実施する。

(ア)調査票の作成

- ・調査票の設問項目は、国の示す「居所変更実態調査」を基本に、本市独自設問を追加し、受注者の作成とする。
- ・なお、設問項目は現行(第9期)の介護保険事業計画を踏まえ、本市に適した計画策定のための基礎データ収集と分析ができるようにすること。
- ・調査票の設問事項に関する文章は、発注者が指示する。

(イ)調査票(回答データ)の整理及びデータ入力

- ・本市が回収した調査票のデータを受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。
- ・回答済調査票について記入漏れ等があった場合は、担当課と協議を行うこと。
- ・本市からの指示により、随時、入力済データの検証に応じること。
- ・修正、再入力が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。

(ウ)集計・分析

- ・効果的な集計(単純集計、クロス集計など)行い、分析すること。
- ・集計・分析については、本市と協議のうえ、分析方法及びまとめの方向性について決定する。

オ 介護人材実態調査

介護人材実態調査は、国が示す「介護人材実態調査」を基本に、本市の実情に応じた設問等を加えて調査を実施する。調査票の送信、回収については本市が実施するため、受注者は次の事項について実施する。

(ア) 調査票の作成

- ・調査票の設問項目は、国の示す「介護人材実態調査」を基本に本市独自設問を追加し、本市の介護現場の実情及び特徴を確認できるよう受注者が作成すること。
- ・なお、設問項目は現行(第9期)の介護保険事業計画を踏まえ、本市に適した計画策定のための基礎データ収集と分析ができるようにすること。
- ・調査票の設問事項に関する文章は、発注者が指示する。

(イ) 調査票(回答データ)の整理及びデータ入力

- ・本市が回収した調査票のデータを受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。
- ・回答済調査票について記入漏れ等があった場合は、担当課と協議を行うこと。
- ・本市からの指示により、随時、入力済データの検証に応じること。
- ・修正、再入力が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。

(ウ) 集計・分析

- ・効果的な集計(単純集計、クロス集計など)行い、分析すること。
- ・集計・分析については、本市と協議のうえ、分析方法及びまとめの方向性について決定する。

カ 報告書及び概要版の作成

- ・報告書の作成にあたっては、上記の調査の実施結果について、次の①から⑤までの事項について記載するとともに、分析結果の特徴がわかるようグラフ等を用いて表示し、説明文を記載すること。

- ① 調査概要、各調査の集計結果、各調査結果データ分析
 - ② 過去の調査データと経年変化分析の結果
 - ③ 5つの調査・分析を一体的に実施することにより、各調査間の因果関係・相関関係等を踏まえ松江市高齢者福祉計画・第10期介護事業計画に向けた課題・方向性の根拠となる分析結果の提示
 - ④ 松江市高齢者福祉計画・第10期介護事業計画に向けた重点的に取り組む課題項目の洗い出し
 - ⑤ 松江市高齢者福祉計画・第9期介護事業計画における現状と課題等を整理し、調査結果から考えられる松江市高齢者福祉計画・第10期介護事業計画の方向性等を提案する
- ・高齢者福祉専門分科会等の報告に利用する概要版を作成すること。
 - ・その他必要な事項については、本市との協議のうえ作成すること。

6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、印刷に用いる用紙及び CD-R 等の消耗品については、受注者が手配すること。（＊③は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のみ）

- ① 調査票原本一式
- ② 各調査の集計データ一覧（＊市で再度分析可となるデータ）
- ③ 全回答者一覧表（事業対象者、要支援者等区分し、調査結果内容を含む）
（＊市で再度分析可となるデータ）
- ④ 分析報告書：100 部（製本）、CD-R：1 枚（電子媒体）

7. その他

（1）業務体制の確保

本業務の履行にあたっては、過去に同種の計画策定業務経験があるなど、介護保険制度や高齢者福祉に精通した者を業務責任者とし、契約締結時に業務責任者について通知すること。

業務の実施については、発注者と連絡を取り合い十分な打ち合わせを行い、従事予定名簿（様式任意）を提出すること。

受注者は、工程表（様式任意）の詳細について発注者と協議し、工程表をすみやかに提出し、それに基づき適正な工程管理を行わなければならない。なお、発注者から進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告しなければならないものとする。

（2）行政資料の貸与

本業務の履行にあたり、必要となる資料で、本市が提供可能な資料については、貸与する。貸与された資料は、十分な注意を払い取扱い、本市の許可なく第三者に公表又は貸与してはならない。作業終了後又は本業務履行にあたり不要となった場合は、速やかに返却すること。

（3）秘密の保持

本業務の履行にあたり知り得た秘密や個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、松江市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うこと。

（4）情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため適切な管理を行わなければならない。

（5）打合せ等

作業に必要な打合せは、適宜行うこととし、打合せ終了後、受注者は打合せ記録を作成し、本市の確認を受けることとする。

打合せは、原則、市役所で行うものとするが、緊急に調整が必要な場合や、軽微な事項については、

WEB 会議、電話、電子メール等による打合せも可能とする。

(6)経費等

本業務に係る打合せ費用、成果品の作成費用等、実施に必要な経費は全て委託料に含まれる。ただし、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査票の郵送料については含まれない。

(7)著作権の帰属

本業務で作成された成果品の著作権等については、本市に帰属するものとする。

(8)寄附情報の保存

受注者は、委託業務に関する資料を書面または電子データにより、一定期間保存すること。

(9)その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ、本市の指示に従い実施するものとする。